

岬町と空き家活用株式会社との連携協力に関する協定書

岬町（以下「甲」という。）と空き家活用株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が本町において増加している空き家等を利活用したモデル事業に取り組むことで、空き家等の発生抑制及び空き家活用の促進を図るとともに、空き家等の再生・利活用の情報発信を行うことにより、移住・定住の充実に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- （1） 空き家活用に関するモデル的な取り組みに関すること
- （2） 乙は空き家政策に関する助言や空き家活用に関するアドバイスをを行うとともに、甲との事例等の共有を行うこと。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

2 連携協力事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、双方の合意により決定する。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、前条の連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲と乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から書面による申出のない場合は、更に1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し

保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- （1） 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2） 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3） その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為をした場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

4 甲と乙は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の署名の上、各自その1通を所持する。

令和3年 10月 11日

甲 大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1

岬町

岬町長

田代 堯

乙 東京都港区北青山三丁目3番13号 共和五番館2F

空き家活用株式会社

代表取締役社長CEO

和田 貴充